

人権問題に関する市民意識調査 第1回懇話会からの変更点

【調査票について】

すべての方が回答しやすいよう、配慮した体裁に変更する

○調査票全ページにふりがなを記載 ……別紙1参照

○「やさしい日本語」や Uni-Voice に対応した調査票の送付が可能な旨を案内
……別紙2参照

【設問について】

○問7の選択肢「C 地域」を「C 地域(生活圏)」と変更 ……別紙1(P6～7)参照

福岡市「人権問題に関する市民意識調査」調査票

市民のみなさまへ

「人権問題に関する市民意識調査」へのご協力をお願い

皆さまがたには、日ごろから、福岡市政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

福岡市では、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、各種の行政施策を進めており、この度、今後の施策を進めていく上で、参考とするため、市民の皆さまの人権問題に対するお考えをお伺いする意識調査を実施することといたしました。

調査の対象者は、市内にお住まいの18歳以上の方から3,000人を無作為に選ばせていただいております。

調査には無記名でご回答いただき、その結果は統計的に処理いたしますので、回答から個人が特定されることはありません。また、調査目的以外に使用することはありませんので、率直なお考えをお聞かせください。

お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、この調査の趣旨をご理解いただき、最後の質問まで回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

令和7年●月
福岡市市民局人権推進課

この調査は●●●●●に事務を委託して実施します。

●月●日(●)までに郵便ポストに投函またはインターネットで回答してください。

【かいとう に あ た っ て の ちゅういじこう 注意事項】

- このアンケート調査票は必ずご本人（封筒の宛名の方）がお答えください。ただし記入者については、ご本人に限らず、介助されている方やご家族の方がご本人に聞き取りのうえ代筆されても構いません。
- 各質問のご回答は、特に説明がないかぎり、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。質問文に「1つ」、「すべて」など指定がある場合は、その指定に従ってお答えください。
- 質問によっては回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印や案内にそってお答えください。
- 回答は郵送もしくはオンラインでの1回限りです。

かいとうほうほう
【回答方法】

ゆうそう かいとう ばあい
 ≪郵送で回答する場合≫

1. 調査票への回答の記入は、鉛筆または黒・青のボールペン（消せるボール
ペンは不可）などをお願いいたします。
2. 記入した調査票を同封の返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。
切手は不要です。
3. アンケート調査票・返信用封筒には、住所、氏名を記入していただく必要
はありません。なお、返信用封筒に記載されている数字類は、日本郵便(株)
で処理するためのものであり、個人を特定するものではありません。

《インターネットで^{かいとう}回答^{ばあい}する場合》

4. 右記二次元コードまたは下記URL よりご回答ください。
※一時保存の注意（委託先決定後に記載）
（URL：●●●●●●●●）

二次元
コード

【^{ちょうさ}調査^{かん}に関する^とお問^あい合^{さき}わせ先】

しみんきょくじんけんぶじんけんすいしんか
市民局人権部人権推進課

じんけんもんだい かん しみんいしきちょうさだんと
(人権問題に関する市民意識調査担当)

でんわ 電話 : 092-711-4338 ふあつくす FAX : 092-733-5863

めーる
Mail : jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

ちょうさひょうへんそうさき ちょうさじゅたぐがいしゃ
(調査票返送先／調査受託会社)

● ● ● ● ●

三〇〇〇-〇〇〇〇

[illegible]

問1 あなたの性別、年齢、職業等、福岡市内での居住年数（通年）、お住まいの区をお尋ねします。下記欄から該当する番号を選んでください。
（それぞれ○は1つだけ）

ア. 性別	1 女性 2 男性 3 回答しない
イ. 年齢	1 18～29歳 2 30～39歳 3 40～49歳 4 50～59歳 5 60～69歳 6 70～79歳 7 80歳以上
ウ. 職業等	1 会社等役員・経営者 2 会社員・公務員・団体職員（管理職） 3 会社員・公務員・団体職員 （一般社員、職員 ※役職についていない方） 4 契約社員・派遣社員・嘱託、パート・アルバイト 5 自営業・家族専従者 6 家事専業 7 学生 8 無職 9 その他（具体的に： （注）複数に該当するときは、主に該当する番号1つに <u>○をつけてください</u>
エ. 福岡市内での 居住年数	1 3年未満 2 3～5年未満 3 5～10年未満 4 10～20年未満 5 20～30年未満 6 30年以上
オ. お住まいの区	1 東区 2 博多区 3 中央区 4 南区 5 城南区 6 早良区 7 西区

I. 人権問題全般についてお尋ねします

問2 今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 尊重されていると思う | → 問4へ |
| 2 | どちらかといえば尊重されていると思う | } 問3へ |
| 3 | どちらかといえば尊重されていないと思う | |
| 4 | 尊重されていないと思う | |
| 5 | いちがいには言えない | |
| 6 | わからない | → 問4へ |

問3 (問2で2～5に○印をつけられた方に、お尋ねします。)

次の中で、あなたが人権が尊重されていないと思う番号をすべて選んでください。
(あてはまる番号すべてに○)

- 1 同和問題に関する人権
- 2 女性の人権
- 3 子どもの人権
- 4 高齢者の人権
- 5 障がい者の人権
- 6 外国人の人権
- 7 ヘイトスピーチ※1による人権侵害
- 8 感染症の患者等 (HIV感染者、肝炎ウイルス感染者、新型インフルエンザ等の感染者等) の人権
- 9 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権
- 10 ホームレスの人権
- 11 インターネット(SNS※2を含む)による人権侵害
- 12 犯罪被害者やその家族の人権
- 13 刑を終えて出所した人やその家族の人権
- 14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- 15 性的マイノリティ※3の人権
- 16 アイヌの人々の人権
- 17 災害に伴う人権 (避難生活でのプライバシーの問題や風評被害など)
- 18 働く人の人権 (パワーハラスメント※4や長時間労働など)
- 19 その他 (具体的に:)

※1 ヘイトスピーチ: 特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動

※2 SNS: ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、X (旧 Twitter)、LINE、Facebook などの登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

※3 性的マイノリティ: LGBTQ (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング・クィアの頭文字をまとめたもの) など、性的指向 (恋愛感情または性的感情の対象となる性別) や性自認 (自分の性別を自分でどう思うか) について少数派であると認められる方

※4 パワーハラスメント: 職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、労働者の就業環境が害される行為

問4 人権問題に関する意識についてお尋ねします。あなたは人権問題に、どの程度
関心を持っていますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|------------|---|-----|
| 1 関心がある | } | 問5へ |
| 2 多少関心がある | | |
| 3 あまり関心がない | | |
| 4 関心がない | → | 問6へ |

問5 (問4で1～3に○印をつけられた方に、お尋ねします。)
次の中であなたが関心を寄せる番号をすべて選んでください。
(あてはまる番号すべてに○)

- 1 同和問題
- 2 女性に関する問題
- 3 子どもに関する問題
- 4 高齢者に関する問題
- 5 障がい者に関する問題
- 6 外国人に関する問題
- 7 ヘイトスピーチによる人権侵害
- 8 感染症の患者等 (HIV感染者、肝炎ウイルス感染者、新型インフルエンザ等
の感染者等) の人権
- 9 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権
- 10 ホームレスの人権
- 11 インターネット(SNSを含む)による人権侵害
- 12 犯罪被害者やその家族の人権
- 13 刑を終えて出所した人やその家族の人権
- 14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- 15 性的マイノリティの人権
- 16 アイスの人々の人権
- 17 災害に伴う人権 (避難生活でのプライバシーの問題や風評被害など)
- 18 働く人の人権 (パワーハラスメントや長時間労働など)
- 19 ビジネスと人権※5
- 20 その他 (具体的に:)

※5 ビジネスと人権: 企業活動のグローバル化に伴い、人や社会、環境に与える影響が
拡大したことから、企業等も人権を尊重する責任があるとする国際的な議論。企業活動
における人権尊重の促進を図ることを目的として、国が令和2年に『ビジネスと人権』
に関する行動計画」を策定。

問6 あなた自身が、この5年間に差別を受けた、または人権を侵害されたと感じた
ことがありますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | ある | → | 問7へ |
| 2 | ない | } | 問8へ |
| 3 | わからない | | |

問7 (問6で1に○印をつけられた方に、お尋ねします。)

- ① あなた自身が差別を受けた、または人権を侵害されたと感じたのは、「何について」ですか。また、それは「どこで」ですか。ア～スまでの中から該当するものすべてについて、A～Hのうち該当する場所の番号を選んでください。
(あてはまる番号すべてに○)

	A (保育所・学校) 教育機関等 きょういくきかんとう	B 家庭 かてい	C 地域(生活圏) ちいき(せいかくけん)	D 職場・企業 しよくば きぎょう	E 行政機関 ぎょうせいきかん	F 医療機関・福祉施設 いりようきかん ふくししせつ	G インターネット・SNS がいてう	H その他 そなた
ア. 年齢 ねんれい	1	2	3	4	5	6	7	8
イ. 学歴・出身校・職業 がくれき しゅつしんこう しよくぎょう	1	2	3	4	5	6	7	8
ウ. 収入・財産 しゅうにゅう ざいさん	1	2	3	4	5	6	7	8
エ. 家庭環境(ひとり親 家庭、両親が不在など) かてい かんきょう (ひとりおや かてい りやうしん ふざい)	1	2	3	4	5	6	7	8
オ. 障がい・病気(感染症 など) しょうがい びょうき かんせんしょう	1	2	3	4	5	6	7	8
カ. 性別 せいべつ	1	2	3	4	5	6	7	8
キ. 性的指向※6 や性自認※7 など せいてきしこう※6 せいじにん※7	1	2	3	4	5	6	7	8
ク. 婚姻歴(独身であることなど) こんいんれき ひとりしん	1	2	3	4	5	6	7	8
ケ. 容姿 ようし	1	2	3	4	5	6	7	8
コ. 同和地区出身・同和地区 に居住 どうわ ちく しゅつしん どうわ ちく きょじゅう	1	2	3	4	5	6	7	8
サ. 人種・民族・国籍 じんしゅ みんぞく こくせき	1	2	3	4	5	6	7	8
シ. 思想・信条・宗教 しそう しんじょう しゅうきょう	1	2	3	4	5	6	7	8
ス. その他	1	2	3	4	5	6	7	8

※6 性的指向：恋愛感情または性的感情の対象となる性別

※7 性自認：自分の性別を自分でどう思うか

② あなた自身が差別を受けた、または人権を侵害されたと感じたのは、「どのような行為について」ですか。また、それは「どこで」ですか。ア～キまでのなかから該当するものすべてについて、A～Hのうち該当する場所の番号を選んでください。（あてはまる番号すべてに○）

	A （保育所・学校） 教育機関等 （はいくしょがっこう）	B 家庭 （かてい）	C 地域 （生活圏） （ちいきせいかくけん）	D 職場・企業 （しよくばきぎよう）	E 行政機関 （ぎようせいきかん）	F 医療機関・福祉施設 （いりようきかんふくししせつ）	G インターネット・SNS	H その他 （そなた）
ア. 嫌がらせ、いじめ、かげ口、仲間外れ、無視 （いあなかもはずむしなかつちあひだれむし）	1	2	3	4	5	6	7	8
イ. 名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと （めいよしんようきずぶじよくう）	1	2	3	4	5	6	7	8
ウ. 不平等または不利益な扱い （ふびようどうふりえきあつかい）	1	2	3	4	5	6	7	8
エ. プライバシーの侵害（他人に知られたくない個人的事項を知られた・暴露された） （しんがいたにんたにんしこじんてきじこうをばくろ）	1	2	3	4	5	6	7	8
オ. セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（職務上の地位などを背景にした嫌がらせ） （せいてきいやしよくむじようちいはいけい）	1	2	3	4	5	6	7	8
カ. 暴力（配偶者やパートナー含む）、虐待、脅迫、強要（本来義務のないことをさせられたり、権利の行使を妨害された） （ぼうりよくはいぐうしやふくむぎやくたいきようはくきようようほんらいぎむけんりこうしぼうがいはい）	1	2	3	4	5	6	7	8
キ. その他 （そなた）	1	2	3	4	5	6	7	8

問8 差別を受けるなど、人権を侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか（しましたか）。（○は3つまで）

1	家族や親戚に相談する
2	友人や知人に相談する
3	町内会・自治協議会役員や民生委員に相談する
4	学校や職場に相談する
5	市の専門機関（人権啓発センター・男女共同参画推進センター アミカス・こども総合相談センター えがお館など）に相談する
6	市役所や区役所の相談窓口（市民相談室など）に相談する
7	法務局や人権擁護委員などに相談する
8	警察に相談する
9	弁護士に相談する
10	人権擁護団体（NPOなど）や当事者団体に相談する
11	新聞やテレビなどマスメディアに訴える
12	裁判所に訴える（訴訟を起こす）
13	その他（具体的に： _____）
14	何もしないで我慢する
15	わからない

問9 あなたは、結婚や就職のときに、本籍地や家庭の状況、家庭の環境などの身元調査をすることについて、どのように考えますか。（○は1つだけ）

1	絶対にやめるべきだ
2	やめた方がよい
3	やむを得ないことだ
4	当然、必要なことだ
5	わからない

Ⅱ. 個別の人権問題についてお尋ねします

同和問題について

問10 同和地区や、その地区に住んでいる人々に対する差別についてどう思いますか。ア～クまでのそれぞれのあてはまる番号に○印をつけてください。
(ア～クのすべての事項について、あなたのお考えに最も近い1つに○)

	差別は 厳しい	多少差別は ある	差別は ない	わ か ら な い	知らない 同和地区のことは
ア. 進学などの教育の面	1	2	3	4	5
イ. 就職などの面	1	2	3	4	5
ウ. 結婚の面	1	2	3	4	5
エ. 生活環境面	1	2	3	4	5
オ. 日常のつきあいの面	1	2	3	4	5
カ. 社会における偏見意識	1	2	3	4	5
キ. インターネットへの書き込みなど	1	2	3	4	5
ク. 同和地区の家や土地の購入の面	1	2	3	4	5

問11 以下の^{い か ばあい}場合において、^{かんが}あなたのお^{もつと}考^{ちか}えに最も近いものはどれですか。
それぞれ、その^{たちば}立場となった^{ばあい}場合^{かんが}に^{うえ}どうするかを^{こた}お考^{かんが}えの上、お^{うえ}答^{こた}えください。

ア あなたの^{みちか}身近な^{ひと}人が、^{どうわ}同和^{ちく}地区の^{しゅっしんしゃ}出身者^{たい}に対して^{さべつてき}差別的な^{はつげん}発言^{はつげん}をしたり、
^{たいど}態度^{しめ}を示した^{ばあい}場合（○は1つだけ）

- 1 ^{さべつ}差別^{ちゅうい}をしてはいけないと^{たが}注意^{はな}し、お^あ互^あいよく^あ話し^あ合う
- 2 ^{なに}何も^い言^いわないで^いその^いままに^いして^いおく
- 3 ^{どうわ}同和^{もんだい}問題^{ほう}には、^{ほう}か^いか^いわ^いら^いない^い方^いが^いいい^いと^い言^いう
- 4 ^たその他^{ぐたいてき}（^い具^い体^い的^いに^い：^い）
- 5 ^いわ^いか^いら^いない

イ あなたの^{みちか}身近な^{ひと}人から「^{どうわ}同和^{ちく}地区の^{しゅっしんしゃ}出身者^{けっこん}との^{かぞく}結^{つよ}婚^{つよ}について、^{かぞく}家^{つよ}族^{つよ}から^{つよ}強^{つよ}い^{つよ}反^{つよ}対^{つよ}を^{つよ}受^{つよ}けて^{つよ}い^{つよ}る」と^{はんたい}相^{はんたい}談^{はんたい}を^{はんたい}受^{はんたい}けた^{はんたい}場^{はんたい}合^{はんたい}（○は1つだけ）

- 1 ^{かぞく}家^{かんが}族^{かか}の^{けっこん}考^いえ^いに^い関^いわ^いら^いず^い結^い婚^いす^いれ^いば^いよ^いい^いと^い言^いう
- 2 ^{かぞく}家^{せつとく}族^{ふたり}を^い説^い得^いし、^い二^い人^いの^い意^い志^いを^い貫^いいて^い結^い婚^いす^いれ^いば^いよ^いい^いと^い言^いう
- 3 ^{かぞく}家^{つよ}族^{はんたい}の^{しんちょう}強^{かんが}い^い反^い対^いが^いあ^いる^いの^いだ^いか^いら、^い慎^い重^いに^い考^いえ^いて^いは^いど^いう^いか^いと^い言^いう
- 4 ^{けっこん}結^{はんたい}婚^いに^いは^い反^い対^いだ^いと^い言^いう
- 5 ^たその他^{ぐたいてき}（^い具^い体^い的^いに^い：^い）
- 6 ^いわ^いか^いら^いない

ウ あなたが、^ひ引^こ越^こしの^{ふどうさん}ため^{さが}不^{きぼう}動^{じょうけん}産^{じょうけん}を^{きぼう}探^{じょうけん}して^{じょうけん}いた^{じょうけん}と^{じょうけん}こ^{じょうけん}ろ、^{きぼう}希^{じょうけん}望^{じょうけん}す^{じょうけん}る^{じょうけん}条^{じょうけん}件^{じょうけん}に^{じょうけん}
^{ふどうさん}あ^みう^み不^{けいやく}動^{かんが}産^{かんが}が^{かんが}見^{かんが}つ^{かんが}か^{かんが}つ^{かんが}た^{かんが}た^{かんが}め、^{かんが}契^{かんが}約^{かんが}を^{かんが}し^{かんが}よ^{かんが}う^{かんが}と^{かんが}考^{かんが}え^{かんが}て^{かんが}いた^{かんが}が、^{かんが}そ^{かんが}こ^{かんが}が^{かんが}同^{かんが}和^{かんが}地^{かんが}区^{かんが}内^{かんが}に^{かんが}あ^{かんが}る^{かんが}こ^{かんが}と^{かんが}が^{かんが}分^{かんが}か^{かんが}つ^{かんが}た^{かんが}場^{かんが}合^{かんが}（○は1つだけ）

- 1 ^{けいやく}その^{おこな}ま^{おこな}契^{おこな}約^{おこな}を^{おこな}行^{おこな}う
- 2 ^{けいやく}契^と約^{べつ}を^{ふどうさん}取^{さが}り^{さが}や^{さが}め、^{さが}別^{さが}の^{さが}不^{さが}動^{さが}産^{さが}を^{さが}探^{さが}す
- 3 ^たその他^{ぐたいてき}（^い具^い体^い的^いに^い：^い）
- 4 ^いわ^いか^いら^いない

問12 同和問題を解決する手法として、自身の考え方に最も近いのはどれですか。
(○は3つまで)

- 1 市民が、自ら差別や人権について学ぶ
- 2 国や地方自治体が、同和問題の解決に向けた教育・啓発活動や相談活動などの施策に効果的に取り組む
- 3 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える
- 4 わざわざとりあげないで、そっとしておく方がよい
- 5 同和地区の人々自身が、自分の生活向上に努力すべきである
- 6 同和地区の人々が、一カ所にかたまわって住まないようにすればよい
- 7 差別をしたり、差別を利用するような場合には、法律で処罰する
- 8 市民一人ひとりが、住所や出身地に関係なく活発に交流する
- 9 市民一人ひとりが、差別をなくすための運動に積極的に取り組む
- 10 何をして、解決することはむずかしい
- 11 社会的問題としては解決している
- 12 その他（具体的に： _____）
- 13 わからない

女性に関する問題について

問13 女性に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが未整備であること
- 2 子どもの養育費の不払いなどにより、離婚後の女性が貧困に陥りやすいこと
- 3 様々な意思決定や方針決定の場での女性の参画率が低いこと
- 4 「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること
- 5 就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における待遇に男女の違いがあること
- 6 町内会や地域行事での女性の役割が以前と変わらないこと
- 7 避難所用の備蓄や災害時の避難所において、安全面や男女のニーズの違いへの配慮が足りていないこと
- 8 職場や学校などでセクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)やマタニティハラスメント(妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱い)があること
- 9 ドメスティック・バイオレンス(DV)(配偶者やパートナーからの暴力(経済的含む))を受けること
- 10 性犯罪や性暴力の被害を受けること
- 11 女性に対するストーカー行為(つきまとい行為)、痴漢行為を受けること
- 12 性風俗産業や売春・買春、アダルトビデオへの出演などで被害を受けること
- 13 その他(具体的に:)
- 14 特にない
- 15 わからない

子どもに関する問題について

問14 子どもに関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 いじめや無視、嫌がらせ（インターネットやSNS上の書き込みも含む）などを受けること
- 2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事
- 3 教師が子どもを指導する等の理由で体罰や不適切な言動を行うこと
- 4 保護者などから、虐待（身体的、心理的、性的）や育児放棄されること
- 5 子どもの虐待に気付いても、見て見ぬふりをする事
- 6 子どもの前で家族に暴力をふるうこと
- 7 学校や就職先の選択など子どもの意見について、大人がその意見を無視したり、大人の考えを押しつけたりすること
- 8 社会全体として、子どもの権利に関する理解が不足していること
- 9 「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しないこと
- 10 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすること
- 11 ヤングケアラー※8にかかる問題
- 12 児童買春、児童ポルノなどの対象となること
- 13 暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫
- 14 不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為
- 15 その他（具体的に： _____）
- 16 特になし
- 17 わからない

※8 ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと

こうれいしゃ かん もんだい
高齢者に関する問題について

問15 高齢者に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ないこと
- 2 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
- 3 道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと
- 4 地域社会から孤立すること
- 5 インターネットやスマートフォンを十分に活用できないことなどにより、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わりにくいこと
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 家庭内での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること
- 8 病院や介護施設等での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること
- 9 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと
- 10 介護者に対する相談・支援体制が十分でないこと
- 11 認知症に対する誤解や偏見があること
- 12 経済的に自立が困難なこと
- 13 詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと
- 14 「おじいちゃん」「おばあちゃん」などとひとくくりにされ、個人として尊重されないこと
- 15 その他(具体的に:)
- 16 特にない
- 17 わからない

しょう しゃ かん もんだい 障がい者に関する問題について

問16 障がい者に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 障がい者の意見や行動が尊重されないこと
- 2 差別的な言動を受けること
- 3 聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと
- 4 障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと
- 5 道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと
- 6 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
- 7 住宅を容易に借りることができないこと
- 8 就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること
- 9 家庭や病院・福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること
- 10 使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないこと
- 11 学校の受け入れ体制が不十分なこと
- 12 詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと
- 13 スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できなかったり、地域の人などと交流する機会が少ないこと
- 14 その他（具体的に： ）
- 15 特にない
- 16 わからない

外国人に関する問題について

問17 日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があるとおも
思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 外国人が日本で暮らす際、法令などにより、活動に制限がある場合があること
- 2 インターネット上での書き込みやヘイトスピーチ※¹など、不当な差別的言動を受けること
- 3 じろじろ見られたり避けられたりすること
- 4 外国籍であることを他に知られると差別や不利益を受けることがあるため、本名を名乗れない人もいること
- 5 外国人の意見が尊重されないこと
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 国籍・民族・人種の違いを理由に、結婚を周囲に反対されること
- 8 外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、外国人が地域社会に十分に受け入れられないこと
- 9 日本語が不自由な外国人が、保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができないこと
- 10 駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示がなく、十分なサービスが受けられないこと
- 11 学校の受験資格が異なることや、日本語能力不足のため、外国人が日本で教育を受ける機会が限られること
- 12 外国人が就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること
- 13 その他（具体的：)
- 14 特にない
- 15 わからない

問18 ^{とい}ヘイトスピーチ※^{おも}1について、あなたはどのように思いますか。(○は1つだけ)

- 1 ^{ゆる}許されないことで、^{ぜったい}絶対にやめるべき
- 2 ^{ふてきせつ}不適切であり、^{この}好ましくない
- 3 ^{いちがい}一概に悪いとは^い言えない
- 4 ^{かんが}いろいろな^{かた}考え方、^う受け止め方があるので、^{とくだんもんだい}特段問題ない
- 5 ^{がわ}ヘイトスピーチをされる^{もんだい}側に問題がある
- 6 ^{じぶん}自分には^{かんけい}関係ない
- 7 ^たその他(具体的:^{ぐたいてき})
- 8 わからない

※1 ^{さいけい}ヘイトスピーチ(再掲): ^{とくてい}特定の^{みんぞく}民族や^{こくせき}国籍の^{ひとびと}人々を^{はいせき}排斥する^{ふとう}不当な^{さべつてきげんどう}差別的言動

感染症の患者等（HIV感染者・肝炎ウイルス感染者・新型コロナウイルス感染症等の感染者等）に関する問題について

問19 感染症の患者等（HIV感染者・肝炎ウイルス感染者・新型コロナウイルス感染症等の感染者等）に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は3つまで）

- 1 家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること
- 2 結婚拒否や離婚を迫られること
- 3 職場や学校で不利な扱いを受けること
- 4 住宅を容易に借りることができないこと
- 5 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 病院で治療・入院を拒否されること
- 7 感染者やその家族等の個人情報やプライバシーが守られないこと
- 8 感染者やその家族等が悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
(インターネット上での誹謗中傷含む)
- 9 医療従事者などのエッセンシャルワーカー（社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人）やその家族等に対して、差別的な言動が行われること
- 10 感染症について正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること
- 11 ワクチンがある場合にワクチンを接種することができない方などに不利益な取り扱いをすること
- 12 その他（具体的に： _____）
- 13 特になし
- 14 わからない

ハンセン病患者等に関する問題について

問20 ハンセン病患者・元患者やその家族等に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は3つまで）

- 1 家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること
- 2 結婚拒否や離婚を迫られること
- 3 職場や学校で不利な扱いを受けること
- 4 住宅を容易に借りることができないこと
- 5 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 病院で治療・入院を拒否されること
- 7 ハンセン病患者・元患者や家族等のプライバシーが守られないこと
- 8 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 9 ハンセン病について正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること
- 10 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特にない
- 13 わからない

インターネットによる人権侵害について

問21 インターネットに関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること
- 2 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- 3 本人の承諾無く氏名や住所といった個人情報、写真などを掲載すること
- 4 ネットポルノなど違法・有害なホームページや広告が存在すること
- 5 SNSにおける仲間はずしなどのネットいじめが発生していること
- 6 情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと
- 7 情報の発信者が匿名の場合が多いため、利用者の倫理観が低下しやすいこと
- 8 個人情報の流出などの問題が多く発生していること
- 9 悪質商法によるインターネット取引での被害が発生していること
- 10 偽・誤情報が流通、拡散されること
- 11 プロバイダや掲示板等の管理者等に対して、人権を侵害する情報の停止・削除を求める措置が十分ではないこと
- 12 その他(具体的に:)
- 13 特にない
- 14 わからない

問22 インターネットを使った人権侵害を防ぐために、あなたが有効だと思うことを
選んでください。(○は3つまで)

- 1 情報の収集・発信における個人の責任や、インターネットの適切な利用など、
情報モラルに関して市民の意識の高揚に努める
- 2 学校教育の中で、情報モラルについての教育を充実する
- 3 被害を受けた人のための相談・救済体制を充実する
- 4 インターネットのプロバイダーや情報管理者が、当該情報等の停止・削除を
自主的に行う
- 5 不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化し、プロバイダーや掲示板等の
管理者に対して、情報の停止、削除を求める
- 6 実名登録を義務づけるなど、情報の発信者に対する制限を設ける
- 7 加害者に対する罰則規定を設けるなど、法令等により規制する
- 8 その他(具体的に：)
- 9 特にない
- 10 わからない

性的マイノリティに関する問題について

問23 性的マイノリティ※3に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 職場や学校でからかいや嫌がらせを受けること
- 2 悪意のある噂を流されたり差別的言動を受けること
- 3 相談できる相手が少ないこと
- 4 行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けられない場合があること(住宅・医療・保険など)
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 7 興味本位で見られたり、避けられたりすること
- 8 性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること
- 9 性的マイノリティに対する配慮が足りないこと(トイレ、更衣室など)
- 10 法令や制度などの整備が十分でないこと
- 11 その他(具体的に:)
- 12 特にない
- 13 わからない

※3 性的マイノリティ(再掲): LGBTQ(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング・キアの頭文字をまとめたもの)など、性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性別)や性自認(自分の性別を自分でどう思うか)について少数派であると認められる方

ホームレスに関する問題について

問24 ホームレスに関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 ホームレスの人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 近隣住民等からの嫌がらせを受けること
- 3 通行人等から暴力をふるわれること
- 4 差別的な言動を受けること
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 8 経済的に自立が困難なこと
- 9 その他(具体的に:)
- 10 特にない
- 11 わからない

犯罪被害者やその家族に関する問題について

問25 犯罪被害者やその家族に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと
- 2 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 3 刑事裁判手続きにおいて必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 4 事件に関して周囲に噂話をされること
- 5 マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏を保てなくなること
- 6 犯罪被害者自身にも原因やきっかけを与えるなどの落ち度があったと言われること
- 7 その他(具体的に:)
- 8 特にない
- 9 わからない

刑を終えて出所した人やその家族に関する問題について

問26 刑を終えて出所した人やその家族に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 更生した人々に対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 3 住宅を容易に借りることができないこと
- 4 結婚を周囲に反対されること
- 5 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 6 その他(具体的に:)
- 7 特になし
- 8 わからない

北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題について

問27 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと
- 2 拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること
- 3 拉致被害者の家族が、拉致被害者に関する情報を得ることができないこと
- 4 拉致被害者及びその家族が差別的な言動を受けること
- 5 拉致被害者及びその家族が興味本位で見られること
- 6 拉致問題に関する国民の理解が足りないこと
- 7 その他(具体的に:)
- 8 特になし
- 9 わからない

さいがい ともな もんだい 災害に伴う問題について

問28 地震などの災害が発生した際に、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 ひなんせいかつ 避難生活でプライバシーが守られないこと
- 2 じょせい しょう しゃ こうれいしゃ がいこくじん にゅうようじ にんぶ せいてき とう 女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的マイノリティ等への
じゅうぶん はいりよ ゆ とど 十分な配慮が行き届かないこと
- 3 デマや風評などにより被災者が差別的な言動を受けること
- 4 しえん ひさいじょうきょう ひつよう じょうほう ゆ とど 支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと
- 5 ひなんせいかつ ちょうきか によるストレスなどの二次的被害があること
- 6 その他（具体的に： _____）
- 7 特にない
- 8 わからない

はたら ひと かん もんだい 働く人に関する問題について

問29 働く人の人権に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 パワーハラスメント（パワハラ）があること
- 2 セクシュアルハラスメント（セクハラ）があること
- 3 にんしん いくじ かいごきゅうぎょう しゅとくなど りゆう いや にんしん しゅっさん 妊娠や育児・介護休業の取得等を理由とした嫌がらせなどの妊娠・出産・
かいご かん 介護に関するハラスメントがあること
- 4 こきやく とりひきさき いちじる めいわくこうい 顧客や取引先からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）があること
- 5 ひせいきこよう ふあんてい こようけいたい ん だ ん 非正規雇用など不安定な雇用形態から抜け出したくても抜けられないこと
- 6 しょくば 職場でのいじめやいやがらせがあること
- 7 ちょうじかんろうどう しごと せいかつ ちょうわ たも むづか 長時間労働などにより、仕事と生活の調和を保つことが難しいこと
- 8 おな しごと こようけいたい ちんぎん さ 同じ仕事でも、雇用形態により賃金に差があること
- 9 しょくぎょう しょくしゅ さべつ へんけん 職業や職種によって差別や偏見があること
- 10 せいべつ さべつ ふりえき 性別によって差別や不利益があること
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特にない
- 13 わからない

Ⅲ. 人権問題の教育・啓発についてお尋ねします

問30 あなたは市民一人ひとりの人権が尊重されるために、福岡市などの行政機関は、特にどのようなことに取り組む必要があると思いますか。

(○は3つまで)

- 1 人権問題に関する啓発の積極的・効果的な推進
- 2 幼稚園・保育所や学校における人権教育の充実
- 3 家庭や地域における人権教育・啓発の推進
- 4 企業における人権教育・啓発の推進
- 5 人権問題に深く関わる職業に従事する人（公務員、教職員など）への人権教育・啓発の推進
- 6 地域での人権啓発を推進するリーダーの養成
- 7 差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善するための施策の充実
- 8 人権問題に取り組む団体やNPOなどとの連携・協働
- 9 人権に関する相談・支援体制の充実
- 10 人権侵害に対する救済策の強化
- 11 人権尊重の視点に立って、行政運営を行うこと
- 12 その他（具体的に： _____）
- 13 特にない
- 14 わからない

問31 あなたは、人権問題の教育・啓発に関する情報をどこから得ていますか。
(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 市政だより | 7 インターネット上のニュースサイトや記事 |
| 2 新聞 | 8 SNS |
| 3 広報紙、ちらし | 9 ホームページ |
| 4 ポスター | 10 講演会、研修会 |
| 5 ラジオ | 11 その他（具体的に： _____） |
| 6 テレビ | 12 特にない |

問32 あなたは、「福岡市人権啓発センター(ココロンセンター)」※9を知っていますか。(○は1つだけ)

- 1 行ったことがある
- 2 行ったことはないが、事業の内容は知っている
- 3 名前だけしか知らない
- 4 知らない

※9 福岡市人権啓発センター(ココロンセンター)：講演会やハートフルフェスタなどの催しの開催、人権啓発相談室の運営、啓発DVDや図書の貸し出しなど、人権についての様々な情報の提供、学習、市民交流を推進する施設。所在地は福岡市健康づくりサポートセンター(あいれふ)の8階

問33 福岡市では、人権問題についての啓発活動を行っていますが、あなたがこの5年間に、見たり、聞いたりしたことがあるものを、すべて選んでください。(あてはまるものすべてに○)

- 1 市政だよりの人権啓発記事(コラムや特集など)
- 2 市政より12月1日号と同時配布の広報紙「考えようみんなの人権」
- 3 人権啓発テレビCM
- 4 ラジオ番組「こころのオルゴール」
- 5 人権啓発広報紙(ココロンセンターだよりのなど)
- 6 人権尊重作品(標語・ポスター・作文)
- 7 人権尊重週間(12月4日から12月10日)の各区での講演会(市民の集いなど)
- 8 ハートフルフェスタ福岡※10
- 9 人権問題に関する啓発DVD、図書などの貸し出し
- 10 デジタルサイネージ※11や掲示物(ポスター・横断幕など)
- 11 SNSや動画投稿サイト(YouTubeなど)、インターネット広告
- 12 福岡市や福岡市人権啓発センターのホームページ
- 13 その他(具体的に：)
- 14 見たり、聞いたりしたものはない

※10 ハートフルフェスタ：毎年秋にソラリアプラザなどで実施している人権啓発フェスティバル

※11 デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、様々な場所で、ディスプレイなどの表示機器を使って情報を発信するメディア

問34 あなたは、この5年間に、福岡市内で開催された人権問題に関する講演会や講座に参加したことがありますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---|------------------------|---|-------|
| 1 | 参加したことがある (3回以上) | → | 問35 へ |
| 2 | 参加したことがある (1～2回) | → | 問35 へ |
| 3 | 講演会や講座を知っていたが参加したことはない | → | 問36 へ |
| 4 | 講演会や講座が開催されていたことを知らない | → | 問36 へ |

問35 (問34 で1～2に○印をつけられた方に、お尋ねします。)
次のうちの講演会や講座に参加したことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 公民館での講演会・人権講座・研修会 |
| 2 | 市民センターでの講演会・人権講座・研修会 |
| 3 | 人権啓発センターが開催する講座・講演会・研修会 |
| 4 | インターネットを活用したオンライン講座・研修会 |
| 5 | 人権問題についての学習グループの活動や、グループ相互の交流会 |
| 6 | 企業や団体、大学等が主催する講演会など |
| 7 | 企業を対象とした行政が行う研修会 |
| 8 | P T Aや学校で開催される研修会、人権学習参観など |
| 9 | その他 (具体的に：) |

問36 福岡市が開催する人権問題に関する講演会や講座、イベントについて、どのようなものであれば、あなたは参加したいと思いますか。(○は3つまで)

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 公民館や市民センターなど家から近い施設での開催 |
| 2 | 天神地区や博多駅周辺など、立ち寄りやすい場所での開催 |
| 3 | オンラインを活用し自宅で参加 (聴講) できる |
| 4 | 人権問題の当事者による講演 |
| 5 | 著名人の出演 |
| 6 | ワークショップなどの参加型 |
| 7 | 他の行事やイベントに組み込まれている |
| 8 | その他 (具体的に：) |
| 9 | 特にない |

問37 人権問題についての理解を深めるにあたって、あなたはどのような啓発活動が特に役に立つと思いますか。(○は3つまで)

- 1 公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会
- 2 人権啓発センターが開催する講座・講演会・研修会
- 3 インターネットを活用したオンライン講座・研修会
- 4 人権問題についての学習グループの活動や、グループ相互の交流会
- 5 新聞記事・広告
- 6 テレビ番組・CM
- 7 ラジオ番組・CM
- 8 人権問題に関する啓発DVD、図書などの貸し出し
- 9 デジタルサイネージや掲示物（ポスター・横断幕など）
- 10 市政だより、広報紙、パンフレット
- 11 ホームページ、インターネット広告
- 12 メールマガジンやSNS、動画投稿サイト（YouTubeなど）での発信
- 13 その他（具体的に： _____）
- 14 特にない
- 15 わからない

問38 人権問題や人権行政に関して、ご意見などがありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票は、記入後、同封しております封筒（切手不要）に入れて

●月●日（●）までに郵便ポストに投函してください。

令和7年 月

【「やさしい日本語」で書いたアンケートの紙がほしい人へ】

人権についてのアンケートをします。

「やさしい日本語」で書いたアンケートの紙もありますので、

ほしい人は、「名前」と「住所」を下のメールアドレスに送ってください。

わからないことは電話できいてください。

<連絡先>

福岡市役所 人権推進課

電話番号 092-711-4338

メールアドレス jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

【視覚障がいのある方へのご案内】

視覚障がいのある方は、ユニボイスコードから案内をご確認ください。

音声コード
Uni-
Voice

「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」の 令和6年度実施状況について

「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画（令和6～9年度）」に基づき、
令和6年度に実施した事業及び施策の進捗、成果・課題について、点検・
検証を行った

- 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 P 1～8
- 2 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 P 9～15
- 3 実施計画（令和6～9年度）の「人権教育・啓発
を進めるにあたっての基本的な考え方」における
令和6年度の代表的な取組事例 P 16

○点検・検証について（計画に記載している事項）

実施計画に基づく取組をより効果的に推進するため、毎年度、各所管課において実施した事業の成果と課題について、自己評価を行い、その結果を次年度以降の取組みに反映させることとします。

市は、実施計画に定める施策の進捗状況を人権行政に関する懇話会に報告し、意見聴取を行ったうえで、福岡市人権尊重推進本部において、実施した取組みの総合的な点検・検証を行い、その結果を市ホームページなどで公表します。

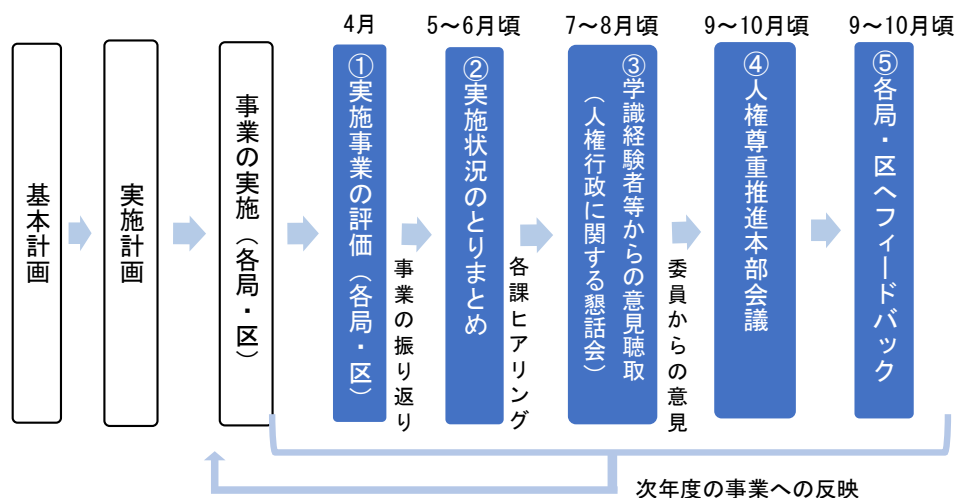
（「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画（R6～R9）」81ページ）

（参考）人権行政に関する懇話会 設置要綱

第1条 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、有識者に意見を求めるため人権行政に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

○点検・検証の流れ



○評価について

【事業評価】

事業の所管課にて、事業毎に次の4段階で評価を行う。

- | | |
|-----|--|
| 評価A | 十分な成果が得られ、目標の達成に向けて順調に進んでいる
(数値目標がある事業は、目標の9割以上達成を目安 ※) |
| 評価B | 一定の成果が得られ、目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
(数値目標がある事業は、目標の8割以上達成を目安 ※) |
| 評価C | 十分な成果が得られていない
(数値目標がある事業は、目標の6割以上達成を目安 ※) |
| 評価D | 成果がほとんど得られていない
(数値目標がある事業は、目標の6割未満を目安 ※) |
| 未実施 | |

※数値目標の達成状況に加え、参考となる指標や実施結果（成果や反省点）等も踏まえて、総合的に評価するもの

【施策評価】

施策を構成する事業の評価・進捗状況等を総合的に勘案し、次の4段階で評価を行う。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ◎：順調 | (評価A、Bの事業が9割以上、かつAの事業が3割以上) |
| ○：おおむね順調 | (評価A、Bの事業が8割以上9割未満) |
| △：やや遅れている | (評価A、Bの事業が6割以上8割未満) |
| ×：遅れている | (評価A、Bの事業が6割未満) |

○福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画（第５章）における施策体系・評価一覧
10施策・全159事業

【施策評価】◎：順調 ○：おおむね順調 △：やや遅れている ×：遅れている

[]内は事業数

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進[117]		施策評価	事業評価				
			A	B	C	D	未実施
	(1) 教育機関等における人権教育[14]	◎	5	8	1	0	0
	(2) 家庭・地域における人権教育・啓発[61]	○	33	23	3	0	2
	(3) 企業における人権教育・啓発[8]	◎	4	4	0	0	0
	(4) 全市的な人権教育・啓発[34]	○	13	19	1	1	0
施策 1 合計			55	54	5	1	2

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進[42]		施策評価	事業評価				
			A	B	C	D	未実施
	(1) 市職員[13]	◎	10	3	0	0	0
	(2) 教職員[4]	◎	4	0	0	0	0
	(3) 社会教育関係者[18]	○	14	2	2	0	0
	(4) 福祉関係者[2]	◎	1	1	0	0	0
	(5) 保健・医療関係者[4]	◎	2	2	0	0	0
	(6) マスメディア関係者[1]	○	0	1	0	0	0
施策 2 合計			31	9	2	0	0

全事業 合計	86	63	7	1	2
--------	----	----	---	---	---

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

＜主な成果・課題＞ 凡例 ○：成果 △：課題

- 教育機関、家庭、地域、企業などあらゆる場において、関係機関や団体と連携し、場所や対象に合わせた講演会や研修、支援など様々な人権教育・啓発事業を実施することで、市民一人ひとりの人権意識の向上を図っている。
- また、イベントの場で相談窓口の周知や啓発チラシの配布を行うほか、講演会の内容を録画配信したり、啓発情報を様々な媒体で配信するなど、機会を逃さず啓発を行うことができています。
- △若年層の参加が少ない事業や参加者が固定化している事業があるため、幅広い層の参加を促進できるよう、引き続き事業内容を工夫し、SNSやデジタルサイネージなど多様な媒体を活用して積極的に広報していく必要がある。

＜施策の進捗状況・評価＞

施策	進捗状況	施策評価
施策１－（１） 教育機関等における 人権教育	- すべての保育所で人権保育を実施することを目指し、職員向けに職域・階層別の研修を実施し、資質向上と保育内容の充実を図っている。 - 児童生徒の発達段階に応じた教材の活用や出前セミナーの実施など、学習指導法を工夫・改善して、適切な指導、啓発となるよう取り組んでいる。 - 児童生徒によるSNS等への不適切な書き込みの検索・監視の検知件数は増加しているが、その都度、投稿者に削除指導を行うなど、適切に初動対応を行っている。 - 日本語指導を必要とする児童生徒へ支援を行うとともに、小・中学校にネイティブスピーカー、ゲストティーチャーを配置することで、多様な文化を尊重し合う心の育成に努めている。	◎ 順調
施策１－（２） 家庭・地域における 人権教育・啓発	- 市民が身近な場所で人権に対する理解や認識を深められるよう、公民館や市民センターなどにおいて、人権講座や人権啓発事業を実施している。 - 参加者の固定化を防ぎ、より幅広い層の参加を促すため、引き続き、事業内容や周知方法の工夫を進めていくとともに、校区人尊協や学校等と連携して事業を周知していく。 - 各区での人権を考えるつどい開催にあたっては、社会情勢の変化などに即してテーマや内容、開催形式を検討しており、全体的に参加者の満足度が高かった。 - 家庭や地域の教育力を充実させるため、自主的・組織的な学習活動やPTAの取組みについて、助成や研修の実施などによる支援や、企画・事業に対する助言、講師・学習指導者の紹介を行っている。 - 人権啓発地域推進組織や区人権啓発連絡会議など、市民主体の取組みを支援するため、研修・講座や交流会を実施している。一方で、校区によって取組みや参加率に差が見られる事業もあることから、校区間での情報共有や連携がより活発に行われるよう、引き続き支援していく必要がある。	○ おおむね 順調
施策１－（３） 企業における 人権教育・啓発	- 市の「公の施設」を管理する指定管理者を対象とした集合研修の実施や講師派遣などを行っている。 - 就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図るため、市内の関係機関と連携し、企業の各層に対する研修会を実施するとともに、講師や教材に関する相談への対応等を行っている。 - 企業のダイバーシティを促進するため、女性活躍に資する企業の取組み紹介や企業向けセミナーの開催などを通じて、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。	◎ 順調

施策	進捗状況	施策評価
施策１－（４） 全市的な 人権教育・啓発	・女性や外国人、若年層など、市民の多様なニーズに対応できるよう、市民センターや大学など様々な場で研修・講演会を実施している。また、人権問題に関する情報提供や学習・交流の支援を目的として、人権啓発センター等の管理・運営を行っているが、人権啓発センターの来館者数が減少しているため、今後も各種イベント等のあらゆる機会を通じて、センターの認知度向上に努めていく。 ・関係機関との連携を深め、DV被害者やヤングケアラーなどへの支援を強化するため、関係機関との連携を深めるとともに、研修や講演会を通じて相談窓口の周知や啓発チラシの配布を行っている。 ・各種啓発イベントでは、より多くの市民に啓発を行うため、ライブ配信や録画配信を実施している。 また、啓発情報の発信においては、テレビ・ラジオでの放送にとどまらず、SNSやデジタルサイネージなど多様な媒体を活用している。 ・一部、若年層の参加が少ない事業や参加人数・応募数が目標を下回っている事業があるため、テーマ・講師の選定など事業内容に工夫を凝らすとともに、SNSやデジタルサイネージなど、多様な媒体を活用した広報を行うなど、今後も継続的に検討していく必要がある。	○ おおむね 順調

施策の方向性						
①保育所 ○家庭、地域、関係機関との交流・連携の強化 ○保育所職員の資質向上 ②学校 ○学習指導法の工夫・改善 ○国際理解教育の推進						
施策の進捗状況・施策評価			◎順調			
・すべての保育所で人権保育を実施することを目指し、職員向けに職域・階層別の研修を実施し、資質向上と保育内容の充実を図っている。 ・児童生徒の発達段階に応じた教材の活用や出前セミナーの実施など、学習指導法を工夫・改善して、適切な指導、啓発となるよう取り組んでいる。 ・児童生徒によるSNS等への不適切な書き込みの検索・監視の検知件数は増加しているが、その都度、投稿者に削除指導を行うなど、適切に初動対応を行っている。 ・日本語指導を必要とする児童生徒へ支援を行うとともに、小・中学校にネイティブスピーカー、ゲストティーチャーを配置することで、多様な文化を尊重し合う心の育成に努めている。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
		5	8	1	0	0
●福岡市家庭支援推進保育事業 【評価B】 ・要支援家庭・児童が一定割合以上入所する、市内の認可保育所6か所で保育士を加配 加配保育士は、職員の人権意識や人権感覚を高めるリーダー的役割を担うとともに、保護者と担任とのパイプ役、地域・家庭・小中学校との連携等の業務を担っている。						
●保育所職員研修事業 【評価B】 ・保育所職員の人権意識の高揚を図るため、各保育所にて職域別、階層別、公私立合同研修を実施						
●中学生向け出前セミナー 【評価A】 ・男女平等教育を推進するため、中学生を対象に男女共同参画についての出前セミナーを実施 ◇実施校数：20校（目標：20校） ◇参加人数：4,304人						
●人権読本「ぬくもり」の活用 【評価B】 ・授業以外での活用も含め、幅広い活用を促進するよう周知 ◇児童生徒アンケートにて、「自他を大切にすることが大事だと分かった」と回答した割合 小学校 81%（R9目標：85%） 中学校 84%（R9目標：88%） ◇児童生徒アンケートにて、「自他を大切にして行動しようと思った」と回答した割合 小学校 80%（R9目標：85%） 中学校 85%（R9目標：89%） ◇各学校での「ぬくもり」の年間活用回数の平均：小学校 4.3回/校 中学校 2.6回/校						
●学校ネットパトロール事業 【評価A】 ・不適切な書き込みの監視を行い、問題の未然防止、早期発見・早期対策を図った ◇ネットパトロール検知件数：2,069件（目標：1,200件） ◇検知後の指導・削除：100%（目標：100%） ・ホームページに啓発資料を毎月掲載、講演会を12校で実施						
●ふくせき制度 【評価C】 ・地域社会における障がい児の受け入れ体制の整備を図ることを目的として、特別支援学校の児童生徒が居住地校区の小中学校の行事等に参加できるように案内 ◇入学式への参加率：小学校 30.6%（目標：34%） 中学校 17.8%（目標：23%） ◇居住地交流への参加率：小学校 30.3%（目標：37%） 中学校 9.2%（目標：14%）						
●子ども日本語サポートプロジェクト 【評価A】 ・日本語指導を必要とする児童生徒が、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを実施 ◇日本語指導担当教員研修会の開催回数 7回（目標：7回） ◇児童生徒アンケートにて、「日本語を学習して友達と話せるようになったことで、学校生活が楽しくなった」との肯定的回答の割合：87.5%						

施策の方向性						
○多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供 ○家庭や地域の教育力充実のための事業の推進 ○市民全体の取組みの推進						
施策の進捗状況・施策評価			○：おおむね順調			
・市民が身近な場所で人権に対する理解や認識を深められるよう、公民館や市民センターなどにおいて、人権講座や人権啓発事業を実施している。参加者の固定化を防ぎ、より幅広い層の参加を促すため、引き続き、事業内容や周知方法の工夫を進めていくとともに、校区人尊協や学校等と連携して事業を周知していく。						
・各区での人権を考えるつどい開催にあたっては、社会情勢の変化などに即してテーマや内容、開催形式を検討しており、全体的に参加者の満足度が高かった。						
・家庭や地域の教育力を充実させるため、自主的・組織的な学習活動やP T Aの取組みについて、助成や研修の実施などによる支援や、企画・事業に対する助言、講師・学習指導者の紹介を行っている。						
・人権啓発地域推進組織や区人権啓発連絡会議など、市民主体の取組みを支援するため、研修・講座や交流会を実施している。一方で、校区によって取組みや参加率に差が見られる事業もあることから、校区間での情報共有や連携がより活発に行われるよう、引き続き支援していく必要がある。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	未実施
		33	23	3	0	2
●公民館主催事業「人権問題学習講座」 【評価 B】						
・人権問題について正しく理解し、その解決を図る意志と実践力を備えた市民の育成を目的として、さまざまな人権課題に関する講座や研修を実施 ◇テーマ：高齢者、インターネットによる人権侵害、災害時の人権等						
●人権のまちづくり館の人権啓発事業 【評価 B】						
・人権のまちづくり館主催事業として、講座やコンサート等の人権啓発事業を実施 ◇実施回数 27回 参加人数 1,769人						
●各区人権講座 【評価 A：7】						
・様々な人権問題に対する市民の理解と認識を深めるため、各区において講座を実施 ◇参加者アンケートにて、「人権に関する理解が深まった」と回答した割合（各区平均） 93.9%（目標：80～90%）						
●P T A人権教育研修 【評価 B】						
・P T A研修講座を全市一斉オンデマンド配信で実施 ◇視聴回数：460回						
・市P T A協議会と連携し、各単位P T Aにおいて人権教育研修会を実施 ◇人権教育の取組みを進めた単位P T Aの割合：66%（R9目標：80%）						
※各区においても、各単位P T Aの実情に応じて担当者研修やセミナー、交流会を実施するなど、P T A活動の支援を行っている。						
●各区男女共同参画推進事業 【評価 A：2 評価 B：5】						
・地域における男女共同参画の推進を図るため、各区で委員による意見交換や講演会・研修会を実施するとともに、啓発グッズの作成や広報紙の発行などの取組みを実施						

●各区人権尊重啓発連絡会議 【評価A：2 評価B：3 評価C：2】

- ・地域における人権意識の向上を図るため、各区で委員による意見交換や研修会を実施するとともに、「各区人権を考えるつどい」の開催や広報紙の発行などの取組みを実施
 - ◇人権啓発連絡会議の構成員の参加率（東、博多、中央、早良、西平均）：69.2%（目標：90%）
 - ◇アンケートにて、研修が役に立ったと回答した割合（南、城南平均）：91.5%（目標：90%）
 - ◇つどいの参加者アンケートで満足したと回答した割合（中央区）：94%（目標：90%）

●各区人権を考えるつどい 【評価A：6 評価B：1】

- ・市民の人権意識の高揚を図るため、各区において講演会等を実施
 - 東）講演会「がんで考えるいのち」 参加者：254人
 - 博多）映画会「心の傷を癒すということ」 参加者：182人
 - 中央）講演会「障がい者の社会生活と人権」、演奏会 参加者：107人
 - 南）講演会「性別にこだわらないものの見方とは？」 参加者：延365人
（会場210人、録画配信延155人）
 - 城南）人権落語「落語の“人を喜ばせる笑い”とは」 参加者：96人
 - 早良）映画会「あん（ハンセン病）」 参加者：618人
 - 西）トーク・コンサート「生まれてきてくれてありがとう」 参加者：261人
 - ◇参加者アンケートにて、「内容に満足した」と回答した割合（各区平均）
92.7%（目標：90～100%）

●各区人権尊重推進協議会活動交流会 【評価A：6 評価C：1】

- ・人権尊重推進協議会における活動をさらに充実させるため、各団体の活動状況や課題に関する情報を共有し、意見交換を行うとともに、講演会や研修を実施
 - ◇参加者アンケートにて、「今後、人権啓発を推進していくうえで参考になった」と回答した割合（各区平均）：96.6%（目標：90%）

施策の方向性						
○企業内での人権啓発の推進 ○就職の機会均等の確保と働きやすい環境づくり						
施策の進捗状況・施策評価			◎順調			
・市の「公の施設」を管理する指定管理者を対象とした集合研修の実施や講師派遣などを行っている。 ・就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図るため、市内の関係機関と連携し、企業の各層に対する研修会を実施するとともに、講師や教材に関する相談への対応や講師派遣等を行っている。 ・企業のダイバーシティを促進するため、女性活躍に資する企業の取組み紹介や企業向けセミナーの開催などを通じて、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	未実施
		4	4	0	0	0
●女性活躍推進事業 【評価 B】						
・社会貢献優良企業優遇制度における「次世代育成・男女共同参画支援事業」での企業認定 ◇認定企業数：233社 ※前年比10社増（目標：前年より増） ・「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」において、企業の取組みを見える化 ◇登録企業数：373社 ※前年比11社増（目標：前年より25社増） ・企業向けセミナー等を実施 ◇受講者アンケートにて、満足したと回答した割合：82%（目標90%） ・女性特有の健康課題と仕事の両立やヘルスリテラシーの向上に向け、企業への伴走型支援等実施 ◇参加企業：10社（目標：10社）						
●指定管理者人権研修 【評価 B】						
・市の公の施設を管理する指定管理者への研修支援のため、集合研修や講師派遣等を実施 ◇受講団体数 56団体 参加団体割合 68%（R9目標：80%） ◇指定管理者人権研修実施割合 97%（R9目標：95%）						
●企業への研修講師派遣等 【評価 B】						
・講師派遣依頼があった企業へ人権研修を実施 ◇派遣実績 31社（55回） 受講者 1,703人（R9目標：2,500人） ◇受講者アンケートにて「参考になった」と回答した割合：98%（R9目標：99%）						
●働く人人権啓発研修 【評価 B】						
・市内の関係行政機関（公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会）が連携し、市内の全ての働く人を対象とした研修会を実施 ◇実施回数 9回 参加人数 272人（R9目標：360人） 参加事業所数 126事業所 ◇受講者アンケートにて、「理解が深まった」と回答した割合：91%（R9目標：100%）						
●公正採用選考人権啓発推進員研修 【評価 A】						
・福岡地域公共職業安定所と福岡市が連携し、企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を実施 ◇実施回数 15回 参加事業所数 1,176事業所 参加人数 1,183人						
●福岡市企業同和問題推進協議会との連携 【評価 A】						
・「福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）」が主催する研修会に講師を派遣 ◇同和問題基礎研修会（21回）講師派遣 参加実績 550人 ◇同和問題実践研修会（8回）講師派遣 参加実績 137人 ◇人権・同和問題啓発セミナー（8回） 参加実績 656人 ・毎月1回開催される研修啓発推進委員会に出席し、必要に応じた助言や支援を実施						

施策の方向性						
○多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供 ○市民主体の取り組みの推進 ○学習の場の提供 ○市民団体や専門家などとの積極的な連携、ネットワークの形成 ○各種啓発イベントなどの積極的な実施 ○人権問題に関する積極的な情報提供 ○市民や企業の自主的な活動への支援等						
施策の進捗状況・施策評価			○：おおむね順調			
・女性や外国人、若年層など、市民の多様なニーズに対応できるよう、市民センターや大学など様々な場で研修・講演会を実施している。また、人権問題に関する情報提供や学習・交流の支援を目的として、人権啓発センター等の管理・運営を行っているが、人権啓発センターの来館者数が減少しているため、今後も各種イベント等のあらゆる機会を通じて、センターの認知度向上に努めていく。 ・DV被害者やヤングケアラーなどへの支援を強化するため、関係機関との連携を深めるとともに、研修や講演会を通じて相談窓口の周知や啓発チラシの配布を行っている。 ・各種啓発イベントでは、より多くの市民に啓発を行うため、ライブ配信や録画配信を実施している。また、啓発情報の発信においては、テレビ・ラジオでの放送にとどまらず、SNSやデジタルサイネージなど多様な媒体を活用している。 ・一部、若年層の参加が少ない事業や参加人数・応募数が目標を下回っている事業があるため、テーマ・講師の選定など事業内容に工夫を凝らすとともに、SNSやデジタルサイネージなど、多様な媒体を活用した広報を行うなど、今後も継続的に検討していく必要がある。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
		13	19	1	1	0
●外国人の日本語習得支援 【評価A】 ・外国人への日本語習得を地域住民とともに推進するため、日本語教室やボランティア講座を実施 ◇市主催日本語教室延べ受講者数：5,014人、延べボランティア数：3,408人 ◇市内及び周辺の日本語教室数：<u>65</u>（目標：58以上） ●若者との共働事業（ココロンキャンパス） 【評価A】 ・若年層の人権意識を高めるため、大学と連携して学内で講演会を実施 ◇参加人数：第1回 110人 第2回 105人 ◇アンケートにて、「人権に関する関心や理解度が深まった」と回答した割合 <u>95%</u>（目標：97%） ●福岡市人権尊重週間行事 【評価A】 ・福岡市人権尊重週間（毎年12月4日～12月10日）に各種啓発事業を実施 市政だより12/1号「人権尊重週間特集」、人権啓発テレビCMの制作・放送、デジタルサイネージやSNS等を活用した広報、人権を尊重する市民の集いを各区で開催等 ◇「人権を尊重する市民の集い」の7区合計参加者数：<u>2,248人</u>（目標：2,000人） ●人権啓発センターの管理・運営 【評価C】 ・様々な人権問題の解決に向けた人権啓発の拠点として、人権に関する図書やDVDの閲覧・貸出、人権研修の講師・教材に関する情報提供、人権尊重作品の展示などを実施 ◇人権啓発センター来館者数：<u>18,436人</u>（R9目標：25,000人） ●福岡人権擁護委員協議会への支援・協力 【評価A】 ・福岡市人権擁護委員協議会が実施する人権相談や街頭啓発等が円滑に実施できるよう支援を実施 ・補助金の交付、人権擁護委員候補者の推薦、市政だよりや市ホームページへの掲載などの広報協力、特設人権相談所での会場提供等						

●ヤングケアラー相談支援事業 【評価B】

- ・ヤングケアラー相談窓口を中心に、相談対応、研修、ヘルパー派遣など総合的な支援事業を実施
◇相談件数:1,704件、関係機関等職員向け研修:1,737人参加

●人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡） 【評価A】

- ・多くの市民が人権に触れるとともに、人権を考える場とするため、各種事業を実施
◇内容：トークセッション、講演会、人権に関する展示、ワークショップ、体験コーナー 等
◇来場者数：5,208人（目標:5,000人）

●人権映画会（ココロン映画会）の開催 【評価A】

- ・市民の人権意識の高揚を図るため、人権分野の映画を上映
◇来場者数：168人（R9目標:200人）
◇アンケートにて、「関心や理解が深まった」と回答した割合：88.7%（R9目標：88%）

●北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事 【評価A】

- ・啓発週間を中心に講演会やパネル展など、様々な啓発活動を実施
◇内容：講演会、パネル展、市職員のブルーリボン着用、市政だよりや市ホームページ、ポスター掲示、テレビCM、ラジオによる啓発 等
◇アンケートにて「拉致問題への理解や関心が深まった」と回答した割合：98.8%（目標:95%）

●性的マイノリティ支援事業 【評価A】

- ・「性的マイノリティに関する支援方針」に基づき、当事者への支援や市民や企業へ啓発等を実施
◇内容：パートナーシップ宣誓制度、LGBTQ電話相談、性的マイノリティ交流事業、映画会・講演会、市内施設をレインボーカラーにライトアップ、ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度 等
◇映画会・講演会のアンケート結果にて、「性的マイノリティへの理解や関心が深まった」と回答した割合：92.6%（目標:95%）
◇ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録数：33社 ※前年比12社増（目標:前年比8社増）

●心の輪を広げる障がい者理解促進事業 【評価D】

- ・障がい者問題への理解と認識を深めることを目的に、障がいのある人となない人との相互理解をテーマとした作文やポスターの募集を実施
◇心の輪を広げる体験作文および障がい者週間のポスター応募数：0件（R9目標：30件）

●人権啓発動画の制作・発信 【評価B】

- ・7月「福岡県同和問題啓発強調月間」、12月「人権尊重週間」に人権に関する啓発CMをテレビ放映するほか、SNS広告やデジタルサイネージ、シネアド等でも放映
◇内容：7月「差別のない社会を目指して」 期間：7/8～7/14 テレビでの放送回数：38回
12月「ループ」 期間：12/1～12/16 テレビでの放送回数：94回

●人権啓発音声コンテンツの制作・発信 【評価B】

- ・様々な人権問題をテーマに5分間の人権啓発ラジオ番組を制作し放送するとともに、シナリオを活用して制作した動画をYouTube等で公開
◇期間：12/2～12/20 R7.2/3～2/21 放送局：crossFM 放送回数：全30回

●人権啓発センターだよりの発行 【評価B】

- ・人権啓発センターの広報紙を、年3回（6・1・3月）発行（各4,000部）
・市内の小中高校、市民センター、公民館などに配布し人権啓発センターのホームページにも掲載

●人権啓発相談事業【評価A】

- ・「人権啓発相談室」を設置し、市民からの人権に関する各種相談や、人権学習・研修に関する相談等に対応
◇相談件数：149件

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

＜主な成果・課題＞ 凡例 ○：成果 △：課題

- 特定職業従事者が日頃から人権尊重の視点を持って業務に取り組めるよう、業務に密接に関連する人権問題に加え、社会情勢を踏まえた多様な人権問題をテーマとした研修や講演会などを実施し、人権意識の向上に努めた。
また、各事業の実施にあたっては、オンライン活用やフィールドワークの導入など、積極的に事業手法の見直しを進めている。
- △各区で実施している事業については、同じ事業でも受講率や満足度が目標に達していない区があるため、各区間で情報共有を行うなど連携しながら、地域の実情に応じた実施時期や手法、内容を工夫していく必要がある。

＜施策の進捗状況・評価＞

施策	進捗状況	施策評価
施策2－(1) 市職員	・全職員を対象に人権に関する職場研修を実施するとともに、管理職職員に対して、研修を実施している。 - また、採用・昇任時の節目にも研修を実施するなど、体系的に研修を実施している。 ・年2回のeラーニングの実施などにより、日頃から、市職員の人権意識の高揚に努めている。 ・職場研修では、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」に基づき、担当業務について人権尊重の視点から振り返りを促している。	◎ 順調
施策2－(2) 教職員	・全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、夏季休業期間中に校内研修を実施するなど、教職員の人権意識の向上に努めている。 ・研修にあたっては、各学校の実態に合わせて研修計画を作成したり、人権問題の分野を選択受講できるようにしたりするなど、内容を充実させて実施している。 - また、様々な人権問題の当事者等の講話を取り入れたり、職員全員が一堂に介する形式やオンライン形式を使い分けたりするなど、多くの教職員が受講でき、より資質向上につながるよう工夫している。	◎ 順調
施策2－(3) 社会教育関係者	・様々な人権問題について理解・認識が深まるよう、公民館長、主事、新任公民館職員等を対象に研修を実施している。 - 区によって研修の満足度に差があるため、今後も引き続き、地域の実情やニーズを踏まえ、テーマを幅広く設定していく。 ・研修実施にあたっては、より実践的な研修となるよう、フィールドワークの導入や集合研修への変更など、手法の見直しを行っており、受講者の理解度や満足度が向上している。	○ おおむね 順調
施策2－(4) 福祉関係者	・民生委員・児童委員に対し、全体研修などの集まる場を作り相互の交流を深めるとともに、委員活動に特にかかわりの深い人権問題（子ども、障がい者、高齢者等）について研修を実施している。 ・介護保険サービス事業者研修においては、令和5年度はすべてオンラインで実施していたが、6年度は研修形式（リアルタイムWeb研修、録画配信研修、対面式研修）を使い分け、より効果的な研修が実施できるよう工夫している。	◎ 順調

施策	進捗状況	施策評価
施策２－（５） 保健・医療関係者	・保健・医療関係者が人権問題について正しく理解・認識できるよう、対象者に応じた研修を実施している。 - 今後も、より多くの方に研修や会議へ参加してもらえよう、内容の工夫を行うとともに、周知にも努めていく。	◎ 順調
施策２－（６） マスメディア関係者	・民間企業の研修支援などを通じて、マスメディア関係者に本市の人権教育・啓発に関する取組の情報を提供している。	○ おおむね 順調

施策の方向性						
○総合的な研修の実施 ○総合的な取組みの推進						
施策の進捗状況・施策評価			◎：順調			
・全職員を対象に人権に関する職場研修を実施するとともに、管理職職員に対して、研修を実施している。 また、採用・昇任時の節目にも研修を実施するなど、体系的に研修を実施している。 ・年2回のeラーニングの実施などにより、日頃から、市職員の人権意識の高揚に努めている。 ・職場研修では、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」に基づき、担当業務について人権尊重の視点から振り返りを促している。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
		10	3	0	0	0
●集合研修 【評価A】 ・昇任等にあわせて実施している階層別必修研修のカリキュラムにおいて、人権問題に関する研修を実施。新規採用職員研修、主任研修、総括主任研修、係長研修、課長研修 等						
●市民課職員への研修 【評価B】 ・「事前登録型本人通知制度」の導入の経緯や制度の趣旨を理解させ、戸籍や住民票等の個人情報を取り扱う職員としての人権意識を形成するため、研修を実施						
●「人権」に関する職場研修推進月間 【評価A】 ・毎年11月～12月を職場研修推進月間と定め、市の全職場にて研修を実施 ◇受講者：12,237人（会計年度任用職員等含む）◇テーマ：同和問題 ◇職員参加率： <u>98.0%</u> （目標：100%） ◇受講アンケートにて、所属職員全体の「研修の理解が深まった」と回答した所属の割合 <u>100%</u> （目標：100%）						
●人権啓発推進者研修 【評価A】 ・人権啓発推進者としての役割と職務についての認識を深めるため、課長級職員を対象に研修を実施 ◇テーマ：第1回「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針について」 「同和問題について」 第2回「災害にともなう人権問題」 ◇受講者：第1回 606人（受講率100%）、第2回 588人（受講率97.2%） ◇受講者アンケートにて、「理解できた」と答えた割合： <u>97.8%</u> （目標：100%）						
●福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修） 【評価A】 ・人権問題についての認識を深めるため、局長級・部長級職員を対象に、講演会を実施 ◇テーマ：「災害にともなう人権問題」 ◇受講者 187人、受講率 92.1% ◇受講者アンケートにて、「理解できた」と答えた割合： <u>97.9%</u> （目標：100%）						
●面接試験員研修会 【評価A】 ・基本的人権を踏まえた採用面接を実施するため、職員採用試験における面接試験員（53名）を対象に研修を実施						
●庁内における総合的な取り組み 【評価A】 ・「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知を図るため、全職員を対象に、人権に関する職場研修やeラーニング研修を実施 ◇「人権」に関する職場研修推進月間における前年度の行動目標・職場での取組みの達成状況について「達成できた」と回答した所属の割合： <u>99.7%</u> （目標：90%以上）						

施策の方向性						
○研修内容の充実及び各学校における人権教育の推進						
施策の進捗状況・施策評価			◎：順調			
・全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、夏季休業期間中に校内研修を実施するなど、教職員の人権意識の向上に努めている。 ・研修にあたっては、各学校の実態に合わせて研修計画を作成したり、人権問題の分野を選択受講できるようにしたりするなど、内容を充実させて実施している。また、様々な人権問題の当事者等の講話を取り入れたり、職員全員が一堂に介する形式やオンライン形式を使い分けたりするなど、多くの教職員が受講でき、より資質向上につながるよう工夫している。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価Ａ	評価Ｂ	評価Ｃ	評価Ｄ	未実施
		4	0	0	0	0
●<u>体罰によらない教育の推進</u> 【評価Ａ】 ・教職員の体罰禁止の認識を高めるため、「体罰によらない教育のために（リーフレット、研修編・資料編）」を活用した研修等を実施 ◇各学校における、体罰によらない教育の研修実施率：<u>100%</u>（目標:100%） ◇体罰の発生件数：<u>0件</u>（目標:0件） ●<u>校内人権教育研修</u> 【評価Ａ】 ・学校での人権教育の推進・充実に向け、各校において校内人権教育研修を実施 ◇受講者アンケートにて、「知識理解が深まった」と回答した割合：<u>98%</u>（目標:100%） ◇受講者アンケートにて、「人権意識が高まった」と回答した割合：<u>98%</u>（目標:100%） ●<u>全市人権教育研修</u> 【評価Ａ】 ・全教員を対象にした人権研修を夏季休業期間中に実施 ◇参加者数：8,476人 ◇受講率：<u>99.5%</u>（目標:100%） ◇受講者アンケートにて、「知識理解が深まった」と回答した割合：<u>98.8%</u>（目標:100%） ◇受講者アンケートにて、「人権意識が高まった」と回答した割合：<u>98.9%</u>（目標:100%） ●<u>教育委員会主催人権教育研修</u> 【評価Ａ】 ・若手教職員へ人権教育に関する基礎的な知識理解を図る研修や、教職経験年数、管理職や人権教育担当者など職能に応じた各種研修を実施 ◇受講者アンケートにて、「満足した」と回答した割合：<u>98.6%</u>（目標:100%） ◇受講者アンケートにて、「知識理解が深まった」と回答した割合：<u>98.8%</u>（目標:100%） ◇受講者アンケートにて、「人権意識が高まった」と回答した割合：<u>98.8%</u>（目標:100%）						

施策の方向性						
○実践的な研修の実施						
施策の進捗状況・施策評価			○：おおむね順調			
・様々な人権問題について理解・認識が深まるよう、公民館長、主事、新任公民館職員等を対象に研修を実施している。区によって研修の満足度に差があるため、今後も引き続き、地域の実情やニーズを踏まえ、テーマを幅広く設定していく。 ・研修実施にあたっては、より実践的な研修となるよう、フィールドワークの導入や集合研修への変更など、手法の見直しを行っており、受講者の理解度や満足度が向上している。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	未実施
		14	2	2	0	0
●<u>新任公民館職員研修</u> 【評価 A】 ・公民館職員として同和問題など様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の基礎知識の習得を目的に研修を実施 ◇受講者アンケートにて、「理解できた」と回答した割合： <u>99%</u>（R9目標:100%） ●<u>各区公民館職員人権教育研修</u> 【評価 A：5 評価 B：1 評価 C：1】 ・公民館職員としての資質の向上と、人権尊重を基底に据えた公民館運営を図ることを目的として、各区で人権研修を実施 ◇受講者アンケートにて、「今後の仕事に役に立つ」と回答した参加者の割合（各区平均） <u>89.8%</u>（目標:90～100%） ●<u>各区公民館運営懇話会委員研修</u> 【評価 A：7】 ・公民館の運営懇話会の委員を対象に、人権教育の必要性や人権尊重を基底に据えた公民館運営等に関して研修を実施 ◇公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合（各区平均）：<u>100%</u>（目標:100%） ●<u>各区人権教育推進交流会（城南・西）</u> 【評価 B：1 評価 C：1】 ・同和問題の当事者との交流、意見交換を通じて、差別の現実を理解し、人権教育の推進を図ることを目的に実施 ◇交流会参加者（城南区）18人（R9目標 22人） （西区） 20人（R9目標 30人） ●<u>社会教育主事等研修</u> 【評価 A】 ・教育委員会、区役所配置の社会教育関係職員の人権問題についての共通理解と認識を図り、専門的力量を高めることを目的に研修等を実施。令和6年度はフィールドワーク、研修会、人権講座を実施 ◇受講者アンケートにて、「今後の仕事の役に立つ」と回答した割合：<u>97.4%</u>（目標:100%）						

施策２－（４）福祉関係者

２事業

施策の方向性						
○福祉関係者相互の交流、実践的な研修の実施						
施策の進捗状況・施策評価			◎：順調			
・民生委員・児童委員に対し、全体研修などの集まる場を作り相互の交流を深めるとともに、委員活動に特にかかわりの深い人権問題（子ども、障がい者、高齢者等）について研修を実施している。 ・介護保険サービス事業者研修においては、令和５年度はすべてオンラインで実施していたが、６年度は研修形式（リアルタイムWeb研修、録画配信研修、対面式研修）を使い分け、より効果的な研修が実施できるよう工夫している。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価Ａ	評価Ｂ	評価Ｃ	評価Ｄ	未実施
		1	1	0	0	0
●福岡市民生委員児童委員協議会における研修等 【評価Ｂ】 ・日頃より、地域福祉の推進役として地域住民と接する民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、各種研修を実施（全体研修、地区会長・副会長研修、中堅研修、主任児童委員研修） ※その他、各区レベルでも全民生委員・児童委員を対象に、別途研修を実施。 ●介護保険サービス事業者研修 【評価Ａ】 ・介護保険事業者・職員を対象に、高齢者の人権問題に対する更なる理解を図るため、権利擁護及び虐待防止に関する研修を実施 ◇実施回数 <u>6回</u>（R9目標：6回）、研修申込者数 <u>640人</u>（R9目標：600人）						

施策２－（５）保健・医療関係者

４事業

施策の方向性						
○保健・医療関係者への研修の実施						
施策の進捗状況・施策評価			◎：順調			
・保健・医療関係者が人権問題について正しく理解・認識できるよう、対象者に応じた研修を実施している。今後も、より多くの方に研修や会議へ参加してもらえよう、内容の工夫を行うとともに、周知にも努めていく。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	未実施
		2	2	0	0	0
●保健師人権・同和研修 【評価 A】 ・保健師が人権・同和問題を正しく理解できるよう、令和 6 年度採用の保健師を対象に、人権・同和問題に関する研修会を実施 ◇受講者アンケートにて、「市の人権・同和対策について理解ができた」と答えた割合 91% （目標:100%）						
●HIV感染者等の医療確保に関する人権啓発 【評価 A】 ・市内医療機関の保健・医療関係者や職員に対して、HIV 感染者等についての正しい知識や医療提供上の課題等に関する研修情報を案内						
●精神保健福祉従事者研修事業等 【評価 B】 ・精神保健福祉業務に従事する職員等の技術水準向上を図ることで、精神障がい者に対する支援の充実や差別・偏見をなくすため、各種研修を実施						
●児童虐待防止医療ネットワーク事業 【評価 B】 ・児童虐待対応の向上を図るため、本市の中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育を実施						

施策２－（６）マスメディア関係者

１事業

施策の方向性						
○マスメディア関係者への働きかけ						
施策の進捗状況・施策評価			○：おおむね順調			
・民間企業の研修支援などを通じて、マスメディア関係者に本市の人権教育・啓発に関する取組の情報を提供している。						
懇話会からの意見						
主な事業の実施状況・事業評価		評価Ａ	評価Ｂ	評価Ｃ	評価Ｄ	未実施
		０	１	０	０	０
●人権教育・啓発関係情報の提供 【評価Ｂ】						
・マスメディアの会員を有する福岡市企業同和問題推進協議会や福岡市人権問題企業啓発推進会議の支援を通して、様々な人権問題に関する研修を実施するとともに、本市の取組みを紹介						

実施計画（令和6～9年度）の「人権教育・啓発を進めるにあたっての基本的な考え方」における令和6年度の代表的な取組事例

基本的な考え方	視点と取組事例
(1) 暮らしの隅々まで 人権意識が普及した 社会の実現	③あらゆる人権分野においてインターネット上の人権侵害が発生していることを踏まえて、研修や講座のテーマや内容を検討します。 ・インターネットによる人権侵害問題をテーマに講演会を実施 ・同和問題研修の中でインターネットによる人権侵害に触れた ④人権問題を自分の問題として捉えることができるよう、当事者による講演会や映画上映会を実施するなど、啓発手法を工夫します。また、アンケートや質疑応答などにより、参加者の意見等を踏まえて、内容を充実させていきます。 ・対談形式の講演、フィールドワーク、課題を身近で起こり得る事例で設定 ・講演会の受講者アンケートに「認識の変化」を問う項目を設け、啓発の影響等を確認 ⑤人権問題の解決に繋がるよう、啓発にあたっては、人権侵害の解決に向けた各種制度や窓口についても積極的に周知していきます。 ・講演会や研修開催時に、各種制度や相談窓口案内チラシを配布
(2) 多様性を認め合う 意識の醸成	①市民ニーズも踏まえつつ、これまで取り上げる頻度の低かった分野や新たにクローズアップされてきた人権分野についても積極的に啓発を図るなど、テーマが偏ることなく様々な人権問題について啓発を行います。 ・時事問題、ビジネスと人権、災害にともなう人権問題、カスタマーハラスメント、ヤングケアラー等のテーマで講演会を実施 ②研修や講座・各種イベント等は、参加者が文化や考え方等の違いを理解し、人権について考える機会となるよう開催手法を工夫します。 ・講演会の中で参加者が発言する機会を設定 ・参加型研修（グループワーク・ポスターセッション方式）として実施
(3) SNSの活用など ターゲットに応じた 人権教育・啓発	①人権教育・啓発にあたっては、SNSでの発信や動画配信なども積極的に活用します。 ・講演会のオンライン同時配信及び録画配信を実施 ③啓発情報の発信にあたっては、多様な年代に広く伝えることができるよう、手法が偏らないように取り組みます。従来取り組んできたテレビCM、ラジオ、講演会、広報紙発行などについても継続し、啓発ターゲットを意識した啓発を行います。 ・人権啓発記事を市政だよりや市ホームページなどに掲載 ・啓発動画の配信（テレビCM、SNS広告、デジタルサイネージ、シネアド等） ・人権啓発ラジオ番組のシナリオを活用して、シナリオ字幕動画やナレーター朗読動画をYouTubeで公開 ・講演会等の感想をターゲットに配布される冊子（PTAだより等）に掲載
(4) 若年層への人権教育・啓発の積極的な推進	①人権問題に触れるきっかけを提供するため、SNSや動画配信、ホームページでの情報発信の充実など、若年層が日頃から活用しているツールを活用した情報提供を充実させます。 ・SNS（Youtube、instagram、LINE、Facebook、X）やインターネット広告での広報・啓発を実施 ・提案競技の評価項目として、様々な媒体での広報を設定 ③若年層は就労や子育て中である人が多いことなどを踏まえて、大学との連携事業や企業研修、PTA研修など、人が集まる場に出向いて実施する講座等の開催を推進します。 ・講演会を大学と連携し、授業の一環として実施 ・教授の協力を得ながら、学生の関心があるテーマ・講師を設定 ④若年層をはじめ誰でも気軽に参加できるように、開催日時やテーマ、SNSや動画配信の活用など、事業内容・手法を工夫しながら開催します。 ・誰もが参加しやすいよう講演会等を土日昼に開催 ・ターゲットとなる若年層と同年代を取材対象とした啓発資料の制作